

# 柳川市通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組み方針 ～



令和6年4月

柳川市教育委員会

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小中学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

引き続き本取組の推進を図るため、この度「柳川市通学路交通安全プログラム」を策定し、今後は本プログラムに基づいて、関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進協議会の設置

関係機関が連携して通学路の安全対策を実施するために「柳川市通学路安全推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置します。

協議会では、「小中学校が実施する通学路点検の結果」、「道路管理者の対策実施状況」、「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

### (1) 構成機関

- ・ **道路管理者** : 国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所  
福岡県南筑後県土整備事務所  
柳川市建設課新設改良係  
柳川市建設課国県道河川係  
柳川市総務課安全安心係
- ・ **警察** : 柳川警察署
- ・ **学校関係者** : 柳川市教育委員会学校教育課

(2) 協議会は構成機関の課長及び実務担当者で構成し、会長は柳川市教育委員会学校教育課長が務める。

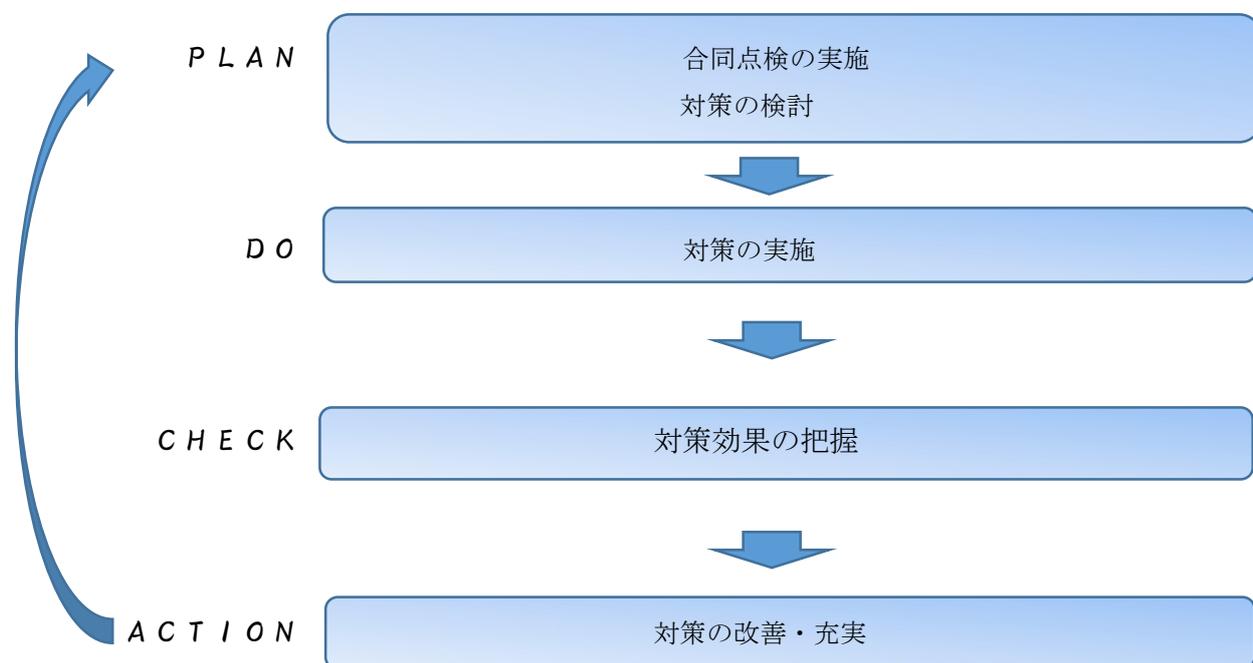
(3) 会長は必要に応じ、協議会を召集する。

(4) 協議会事務局は柳川市教育委員会学校教育課に置く。

### 3 取組方針

継続的に通学路の安全を確保するため、P D C Aサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を実施し、さらなる安全性の向上を図ります。

#### (1) 通学路安全確保のためのP D C Aサイクル



#### (2) 定期的な合同点検

##### ○合同点検の実施時期等

- ・市内小中学校から危険箇所を報告してもらい、協議会で検討後、合同点検を実施します。
- ・年1回実施しますが、緊急性が高いと認められる事態が発生した場合は、協議会に諮った後に臨時合同点検を実施します。

##### ○合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

### (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な実施メニューを検討します。

### (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

### (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握に努めます。

### (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童生徒が登校で使用する道路及び小中学校が指定する通学路とします。

## 5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、協議会で検討の上、小中学校ごとに「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

